

議案第 94 号

三朝町公共下水道の構造の基準を定める条例の設定について

次のとおり三朝町公共下水道の構造の基準を定める条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年12月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町公共下水道の構造の基準を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、町の設置する公共下水道の構造の基準を定めるものとする。

（公共下水道の構造の技術上の基準）

第 2 条 法第 7 条第 2 項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条に定めるところによる。

（排水施設の構造の技術上の基準）

第 3 条 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- （1） 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- （2） コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最少限度のものとする措置が講じられていること。
- （3） 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- （4） 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他

の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

- (5) 地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。
- (6) 排水管の内径の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の措置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (8) 暗きよその他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (9) 暗きよである構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管きよの清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (10) またはマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

(適用除外)

第4条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

附 則

この条例は、公布の日から施行する。